

改正省エネ法が施行 — その意義と影響 —

2009年4月に省エネ法が改正された。省エネ法はこれまでに何度か改正されているが、今回の改正ではこれまで以上に企業への取組みを求める内容となり、各企業が本改正法にどのように対応するかが注目を集めている。今回の『環境経営ニュース』では、①改正された省エネ法の内容とポイント、②地球温暖化問題の視点から見る同法の改正、③企業などへの省エネ対応を義務付ける先進的な事例として評価を受けている東京都の取組み、以上3つの視点から改正の意義と影響を解説する。

一. 改正省エネ法の解説

— 事業者単位での義務化へ向けた企業の対応 —

(執筆者：(株)大和総研情報技術研究所 萩原充彦)

1. 日本の省エネ法改正の歴史

2009年4月に改正省エネ法¹が施行され、エネルギー消費の報告義務を行う事業者の範囲が大幅に拡大されることになった。本節では改

正・省エネ法について、対象事業者の範囲、発生する義務、スケジュールなど、事業者が対応の必要がある改正部分に焦点を当て解説する。

省エネ法は、エネルギーを効率的に使用するため、工場などで省エネを進めるための措置を定めた法律である。2度にわたるオイルショックの発生を経た後の1979年に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」として制定される。その後、以下の改正を経て現在に至る(図表1)。

1 2008年5月に省エネ法の一部を改正する法律が公布され、2009年4月に「建築物に係る省エネ対策の強化」の部分が施行、2010

年4月に「事業者単位及びフランチャイズチェーンに対する規制」の部分が施行される。

図表1：日本の省エネ法の改正に関わる経緯

時期	主な内容・注目すべき点
1993年	省エネルギーに関する基本方針の策定や、エネルギー管理指定工場に係る定期報告の義務付けなどが追加。
1998年	「トップランナー方式」 ^(※) の適用など、省エネ基準の強化やエネルギー使用の合理化義務の強化などが盛り込まれる。
2002年	指定工場の範囲拡大や報告義務強化など、民生・業務部門における省エネルギー強化を目的に改正が実施。
2005年	エネルギー使用の削減を一層進めるため、熱と電気の管理を一体とするなど、省エネ法の抜本的な改正が実施。
2008年	地球温暖化対策の推進などを目的に、事業者単位でのエネルギー管理を義務付ける改正を公布。

(※)電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高レベルに設定し、基準に達していない場合は、ペナルティーを課す方式。

(出所)各種資料に基づき大和総研作成

2. 改正された内容の要点

2-1. 省エネ法の対象範囲

省エネ法の対象範囲は、以下のように規定されている。

改正前

工場や事業所単位でのエネルギー使用量が3,000kl(原油換算。以下、本稿では省略する)／年の事業所を「第一種エネルギー管理指定工場」、1,500kl／年以上の事業所を「第二種エネルギー管理指定工場」と指定した。指定を受けた事業所は、エネルギー管理者またはエネルギー管理員の選任と、各種報告書の提出義務がある。

改正後

工場や事業所単位ではなく、事業全体でのエネルギー使用量が1,500kl／年以上の事業者が対

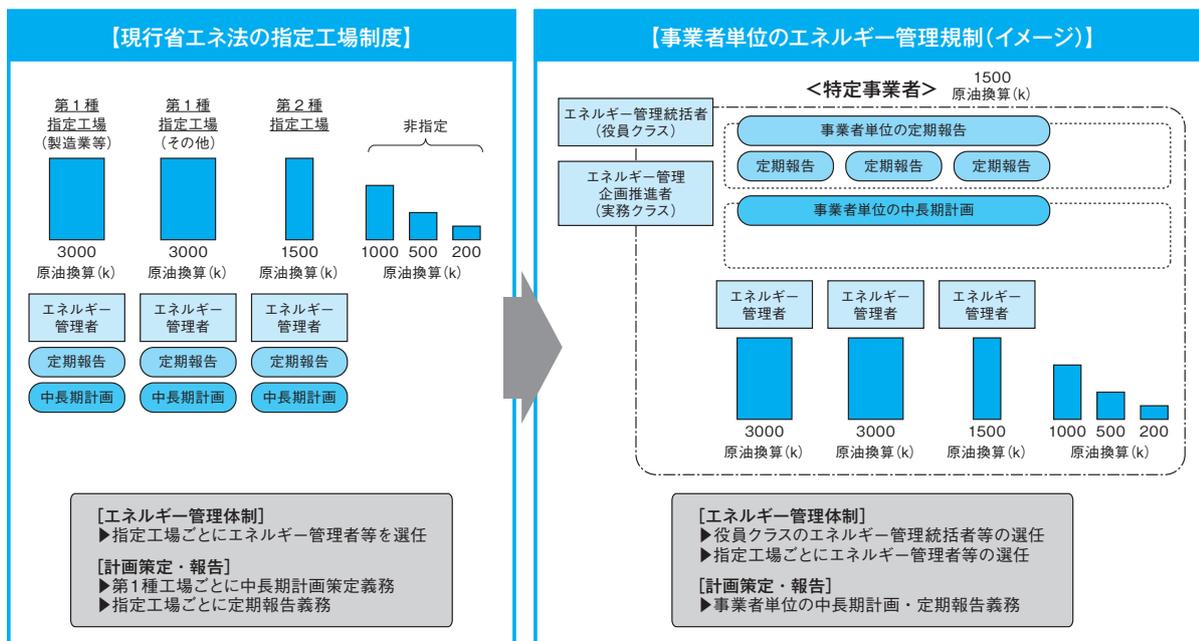
象となる(図表2)。本社、支社、工場などのほか、コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーンも対象に含まれる。

エネルギー使用量が1,500kl／年以上の事業者は、「特定事業者」として国から指定を受ける。また、改正前の基準である第一種エネルギー管理指定工場、および第二種エネルギー管理指定工場の条件に当てはまる事業所については、義務が継続される。

今回、新たに対象範囲となるフランチャイズチェーンは、チェーン全体で1事業者とみなし、事業者単位での規制が導入される。フランチャイズ契約事業者を含む事業者全体の年間の合計エネルギー使用量が1,500kl／年以上の場合、チェーン本部が合計エネルギーを国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければならない。

また、ホールディングカンパニーにおいては、傘下に別の法人格を持っている場合は、それぞ

図表2：事業者単位のエネルギー管理規制の導入のイメージ



(出所)経済産業省中国経済産業局「現行省エネ法の運用及び改正省エネ法の概要について」

れの事業者を1事業者とみなす。

従来は工場や事業所ごとのエネルギー使用が対象だったのが、今回の改正により、「事業者単位」でのエネルギー使用に対象範囲が変更された。これまでの1,500kl/年以上の事業所という条件では、大規模工場や大企業の本社などの事業所が中心であり、民生・業務部門の中小規模のビルや店舗は、施設単体のエネルギー消費が少ないため、対象外であった。

このような改正の背景には、産業部門のエネルギー消費量は1990年から2006年まで、ほとんど横ばいで推移していることに対し、民生・業務部門では約46%も増加していることが挙げられる(図表3)。今回の改正は、大幅にエネルギー消費が増えている民生・業務部門における省エネ推進を強化する狙いがある。

2-2. 対応内容と時期

今回改正された省エネ法において事業者が

とるべき対応は、以下の4つに分かれる。

①年間エネルギー使用量の把握

事業者が設置しているすべての工場、事業所、店舗などのエネルギー使用量を計測する。

②使用状況届出書の提出

①で計測したエネルギー使用量が1,500kl以上の場合には、使用状況届出書を提出する。そして、経済産業局から特定事業者としての指定を受ける。

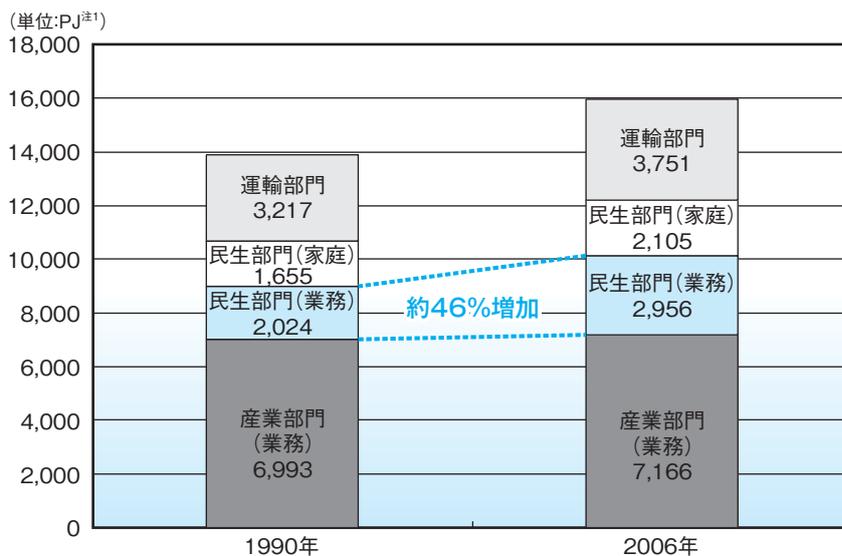
③エネルギー管理者の選出

指定を受けた事業者は、エネルギー管理統括者、およびエネルギー管理企画推進者を選任する。エネルギー管理統括者は、その事業者を代表するエネルギー管理のトップであり、補佐役として実務レベルのエネルギー管理企画推進者を置く。

④定期報告、および中長期報告

指定を受けた事業者は、毎年、定期報告書と中長期報告書を提出する義務がある。

図表3：部門別最終エネルギー消費の推移



(注1)PJ(ペタジュール)はエネルギーの単位で、1PJ=原油換算約2.58万キロリットル

(出所)資源エネルギー庁「平成18年度(2006年度)エネルギー需給実績(確報)」において公表されたデータに基づき大和総研作成

2-3. 罰則について

前述の対応内容について、義務を怠った場合の罰則は、以下のように規定されている。

①各種書類の未提出

使用状況届出書、定期報告書、中長期報告書の提出を怠った場合は、50万円以下の罰金が課せられる。

②エネルギー管理者の未選任

エネルギー管理統括者、およびエネルギー管理企画推進者を選任しなかった場合は、100万円以下の罰金が課せられる。

義務を怠った場合は、指導という形で通知を行い、それでも対応しない事業者に対して、適用を検討していく。

3. 改正省エネ法の狙い

今回の改正では、対象範囲、対応内容が大きく変更された。対象事業者は、日本全国で約1万社と想定しており、これまで民生・業務部門のエネルギー消費の約1割しかカバーできていなかった範囲を、約5割に拡大する狙いがある。

対象になる事業者は、2010年度から前年度のエネルギー使用状況を報告する必要があり、そのためのエネルギー使用量の計測は、2009年4月からを対象としている。また低炭素社会実現へ向けた企業の社会的責任と、省エネの取り組みによるコスト削減という両面から、企業は改正省エネ法を理解し、対応をとることが望まれる。

二. 地球温暖化問題と企業経営の視点から見る同法の改正

(執筆者：(株)大和総研ビジネス開発部 真鍋裕子)

■京都議定書目標達成への効果は限定される

わが国の2007年度における温室効果ガス排出量²は、13億7,400万トンであり、1990年³と比較して9%増加している。京都議定書において、2008～2012年の平均値で1990年比6%減を公約している日本は、もはや自国の削減による達成は厳しく、海外調達による排出権頼みという状況に追い込まれている。

そのような中、前節に紹介したとおり省エネ法が改正された。排出削減義務等の強制的な措置はないため、今回の改正が2012年までの温室効果ガス排出削減に与えるインパクトは残念ながら限定されるが、中長期的な日本の省エネルギー・温室効果ガス排出削減に向けた体制・基盤づくりに前進があったと考えられる。

■中長期的な温室効果ガス削減に期待

従来、省エネ法においては、一定規模以上のエネルギーを消費する「事業所」に対して、エネルギー管理が義務付けられてきた。従って、省エネ法の対応は、各事業所の現場担当者に委ねられており、現場担当者が、エネルギー消費の増減について分析し、限られた予算内で省エネ計画を立て、法律遵守の負担を担ってきた。今

2 2009年4月30日経済産業省報道発表資料より

3 ここでいう1990年排出量は、京都議定書における基準年排出量をさす。日本はCO₂については1990年排出量、その他温室効果ガス(フロンなど)については1995年排出量を合計したものを基準年排出量としている。

回の改正により、義務付けの対象が、「事業所」単位から「事業者(企業)」単位となる。各企業には、企業全体のエネルギーを鳥瞰的に管理する、役員クラス相当のエネルギー管理統括者を置くことが義務付けられる。このことは、エネルギー管理が、本社の経営層にも求められてきたことを意味する。今後は、経営層に対して全社的なエネルギー管理責任が問われることになる。

2009年3月に経済産業省から発表された『省エネ化と「省エネ産業」の発展について』におけるエネルギー管理士⁴へのアンケート結果によると、「**エネルギー管理をさらに徹底させるためにはどのような点を改善することが重要だと思いますか**」との質問に対し、「**経営層の意識・認識**」との回答が最も多く、45.8%を占めた。これまで、各企業では現場の運用改善や機器更新といったボトムアップでの省エネルギーが行われてきたが、今後は生産拠点の再配置や経営資源の見直し等トップダウンによる推進力が必要とされていると考えられる。今回の省エネ法改正は、経営層を巻き込んだ推進体制を構築させ、このような現状から一歩前進させることに大いに意義がある。結果として、一層の省エネルギーが推進されること、さらには、経営的な視点が入ることにより、企業の体質強化につながる環境経営としての好事例が生まれていくことを期待したい。

三. 注目を集める東京都の取組み

(執筆者：(株)大和総研経営戦略研究部 横塚仁士)

前二節では、今般改正された省エネ法の内容や意義を取り上げ、改正法が日本のエネルギー

問題の解決や地球温暖化対策に一定の効果をもたらす可能性があることを紹介した。本節では、企業・事業所に対してCO₂の排出削減を義務づける環境対策を実施し、全国に先駆けた事例として評価を受けている東京都の取組みを紹介する。

■事業所にCO₂削減を義務付け

東京都では環境分野において先進的な政策を実施しており、地球温暖化対策に関しては2005年度より「地球温暖化対策計画書制度」を導入中である。本制度は大規模事業者(エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kl以上)に対し、自主目標の設定と削減計画の策定を義務付けることでCO₂などの温室効果ガスの排出量削減を促すもので、一定の成果を挙げている。

さらに07年には「気候変動対策方針」を策定し、「**2020年までに東京の温室効果ガスの排出量を2000年比で25%削減する**」という野心的な目標を掲げた。

これを受けて08年6月に改正された「環境確保条例」⁵では、温暖化対策を強化するための施策が盛り込まれた。改正後の最大のポイントは2010年以降に「(温室効果ガスの)**総量削減義務**」と「**排出量取引制度**」が運用されることが決定したことである。

本制度は上述した「地球温暖化対策計画書制度」の対象事業所(約1,400カ所)に対し、罰則を伴う削減義務を課す制度であり、事業所に対して直接CO₂⁶の総量削減を義務付ける国内初の試みとなる。同制度の対象には工場だけでなくオフィスビルも含まれており、例えばオフィスビルでは2010~14年度の間最大8%⁷のCO₂削減が義務付けられている。対象となる事業所は、

4 国家試験または認定研修により免状を取得した者。省エネ法では、一定規模以上の事業所においてエネルギー管理者として免状交付を受けている者の選任が義務付けられている。実際のエネルギー管理に従事している。

5 正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。

6 本制度の対象となる温室効果ガスは、「燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂」である。

7 02年から07年度までのいずれか連続する3カ年度の平均を「基準年」とする。

エネルギー消費効率の高い設備・機器への更新や運用対策の推進などによるCO₂排出削減を実施し、削減が困難な場合は排出権取引制度を利用してCO₂排出量を上限以内に収めることが求められる⁸。さらに本制度の実施により、金融やサービス部門など従来は規制の対象外となることが多かった部門も「当事者」として温暖化対策に取り組むことが求められるようになった意義は大きい。

東京都では一連の取組により、本制度の対象となる約1,400事業所の2020年度のCO₂排出量を合計で958万トン以内に、「産業・業務部門」全体では2000年度比17%の削減に相当する2,146万トンに抑える目標である。

■日本全体での「業務部門」のCO₂削減が期待される

このほか、中小企業や小規模事業者を対象とする「地球温暖化対策報告書制度」の創設も注目を集めている。本制度は、各事業者がエネルギーの使用量やCO₂の排出量、省エネ対策などを報告書形式で2010年4月より提出することを求める制度である。提出は任意であるが、複数の事業所を保有する法人⁹に対しては、事業所ごとの省エネ対策を記述した報告書の提出が義務付けられることが決まった。同制度は、中小企業が自社の温室効果ガスの排出量を簡単に把握でき、具体的な省エネ対策に取り組むことを促す目的である。

東京都の取組は、日本経済の中心地である東京都内に立地するオフィスビルや商業店舗も対象とした取組みであり、温室効果ガスの排出が増加傾向にある「業務部門（商業・サービスな

ど）」におけるCO₂排出削減が期待されているだけでなく、地球温暖化問題への取組に対する事業者の意識を大きく変えたという評価もある。

東京都の取組みは他の地域のモデルにもなりうると考えられ、日本全体での温暖化問題への意識を変革する起爆剤としての役割も大きい。改正省エネ法への対応と同様、企業には相応の負担が生じることになるが、長期的視野に立てば自社のエネルギー消費に関する構造を見直すチャンスともいえ、コスト削減につながる可能性も大きいことを指摘したい。

参考文献・ウェブサイト

- ・資源エネルギー庁ホームページ
<http://www.enecho.meti.go.jp/>
- ・経済産業省中国経済産業局ホームページ
<http://www.chugoku.meti.go.jp/>
- ・東京都ホームページ（環境分野）
<http://www.metro.tokyo.jp/URBAN/kankyo.htm>

■ 執筆者

荻原 充彦（おぎはら みつひこ）
株式会社大和総研情報技術研究所 研究員

真鍋 裕子（まなべ ゆうこ）
株式会社大和総研ビジネス開発部 コンサルタント

横塚 仁士（よこづか ひとし）
経営戦略研究所 経営戦略研究部 研究員
専門：企業の社会的責任（CSR）
地球環境問題（主に中国）

⁸ 本制度における排出権取引は、事業者間の排出量の一部移転を認める「キャップ&トレード方式」に基づく独自の取引制度が構築されるが、制度の詳細な説明は本稿では割愛する。

⁹ 設置する複数の事業所を合算したエネルギー使用量が原油換算で3,000ki以上となる事業者が対象である。